

人口 面積		ドイツ	フランス	日本
		8,226万人 <sup>(1)</sup> 35万7千km <sup>2</sup> <sup>(2)</sup>	6,154万人 <sup>(1)</sup> 55万2千km <sup>2</sup> <sup>(2)</sup>	1億2,780万人 <sup>(1)</sup> 37万8千km <sup>2</sup> <sup>(2)</sup>
国	中央	・議院内閣制＋大統領制 <sup>(3)</sup> ・地方支分部局あり	・大統領制＋議院内閣制 <sup>(3)</sup> ・地方機関あり	・議院内閣制 <sup>(3)</sup> ・地方支分部局あり
	州	16州 <sup>(4)</sup> 議院内閣制 <sup>(5)</sup> 7州に行政管区あり <sup>(6)</sup>	—	—
地方 公共 団体	性格	○地方自治の保障は、基本法第28条第2項で規定されている。その第2項によると、市町村は「法律の範囲内において地域共同体に関するすべての事項を自己の責任において規律する権利」を有している。この基本権は市町村の自治保障と呼ばれ、地方自治が基本法において根拠づけられていることから、各州は州憲法において、これを遵守しなければならない <sup>(7)</sup>  ○州は基本法の規定の枠内で地方自治体に関する法的な規定や自治体の行政の監督を行う権限を有するため、各州における地方自治体の法的、政治的及び行政的形態はそれぞれ異なることになる。地方自治体の種類と形態に関しては、各州の憲法において詳細な条項が定められている <sup>(8)</sup>	○région（州）、département（県）、commune（市町村）は憲法上の地方公共団体である ○フランスの地方制度は、「市町村、県及び州の権利と自由に関する1982年3月2日法」及びそれに続く一連の立法によって大きく改革された。また、2003年には憲法改正を伴う地方分権改革も行われた <sup>(4)</sup> ○州は、1980年代の地方分権改革の中で地方公共団体として位置づけられ、2003年の憲法改正により、憲法上の地方公共団体とされた <sup>(5)</sup> ○地方公共団体の権限に関する法的な淵源は「法律」にあることが憲法で明確にされているが、市町村や県は、地方分権改革以前から、法律により一般的権限を付与されており、他の公的組織の権限、宗教的中立性、さらには産業活動の自由をみだりに侵害しないという条件の下で、所管地域における公益のために必要であると考えるすべての公役務を創設することができる <sup>(6)</sup> ----- ※なお、市町村、県、州は、地方公共団体であると同時に、国の行政区画でもある。県と州にはそれぞれpréfet（地方長官）が置かれ、市町村の場合はmaire（市町村長）が国の代表としての職務も行う <sup>(7)</sup>	○憲法の第8章（第92条から第95条）として「地方自治」の1章が設けられ、地方自治の基本が憲法によって保障されている ○憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定する ○地方自治法は、「地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする（第1条の3第1項）」、「普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする（第1条の3第2項）」と規定する  ----- ○国と地方公共団体との関係は、「共通の目的である国民福祉の増進に向かつて相互に協力する関係」とされる <sup>(4)</sup> ○原則として平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）」では、機関委任事務制度を廃止するとともに、国と地方公共団体及び都道府県と市町村との間の対等・協力を基本とする新しい関係を構築することとして、地方公共団体の事務を再編成するとともに、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等について、その廃止・縮小、合理化等を推進し、併せて関与等のルールの確立と公正及び透明性の確保・向上を図ることとされた。 <sup>(5)</sup>
	広域 団体 ①	<b>Landkreis（郡）</b> ○323団体、平均人口26万人、平均面積1千km <sup>2</sup> <sup>(9)</sup> ○郡は、州の下級行政官庁として州業務を実施するほか、市町村相互間の補完的及び調整的機能を果たす地方自治体でもある <sup>(10)</sup> ○郡はその地域内で、法的に他の取り決めが規定されていない場合に、各市町村の行財政における処理能力を超えた事務事業や広域的な実施がより効率的・効果的な事業並びに複数の市町村にわたる事業を実施する <sup>(11)</sup>	<b>région（州）</b> ○26団体、平均人口225万人、平均面積2万1千km <sup>2</sup> <sup>(8)</sup> ○地方公共団体としての州の内部組織は、審議・議決機関である州議会、執行機関である州議会議長及び諮問機関である州経済社会評議会構成される <sup>(9)</sup>	<b>都道府県</b> ○47団体、平均人口270万人、平均面積8千km <sup>2</sup> <sup>(6)</sup> ○公選の首長と議会 <sup>(7)</sup>
団体 ②	—	<b>département（県）</b> ○100団体、平均人口59万人、平均面積5千km <sup>2</sup> <sup>(10)</sup>	—	
基礎 団体	<b>Gemeinde（市町村）</b> ○11,989団体、平均人口6.9千人、平均面積30km <sup>2</sup> <sup>(12)</sup> ○市町村は、次の権限を有する。①地域高権：市町村は、一定の地域を持ち、その地域における代表法人としての行為能力を有する。②事務高権：市町村は、地域共同体に関する全ての事務事業について、自らの判断で規律できる権利を有する。③財政高権：市町村は、税の賦課を含む自己の予算を執行し、財産を管理する権利を有する。④組織高権：市町村は、その組織を直接又は間接的に規定する権利を有する。⑤人事高権：市町村は、その職員を採用し、昇任させ、配置転換を行い、又は解雇する権利を有する。⑥計画高権：市町村は、その地域を自己の責任により規制し、形成する権利を有する。⑦条例制定高権：市町村は、その地域の関係事項を自己の責任に基づいて法的に規制する権利を有する。但し、市町村条例は、連邦法や州法等に違反してはならない。 <sup>(13)</sup> ○州法により、市町村は郡に属する旨が定められている <sup>(14)</sup>	<b>commune（市町村）</b> ○36,565団体、平均人口1.7千人、平均面積15km <sup>2</sup> <sup>(11)</sup> ○市町村の内部組織としては審議・議決機関として市町村議会、執行機関として市町村長1人が置かれている <sup>(12)</sup>	<b>市町村</b> ○1,773団体、平均人口7万人、平均面積210km <sup>2</sup> <sup>(8)</sup> ○公選の首長と議会 <sup>(7)</sup>	

		ドイツ	フランス	日本
地方公共団体の処理する事務	種類	<p>①自治事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体の固有の任務領域における事務(15)</li> <li>○州はこれに対して、その下部機関を通じて法的監督を行う。これは当該事務が法律に則って実施されているか否かを監督するもの(16)</li> <li>ア 任意的自治事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の責任により(法的な義務なく)、法の権限の範囲内で行う事務(17)</li> </ul> </li> <li>イ 義務的自治事務(指示から自由な義務付け事務) <ul style="list-style-type: none"> <li>・州の法律に基づき地方自治体が自己の責任において実施する事務(18)</li> </ul> </li> </ul> <p>②委任事務(指示の下にある義務付け事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦又は州の指示に基づき、一定の枠内で地方自治体を実施すべき事務(19)</li> <li>○州は、目的・経済性も監督する(20)</li> </ul> <p>③委託事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦又は州の委託により、地方公共団体が、州の下級行政機関として行う事務(21)</li> <li>○地方自治体は、連邦及び州の法令に基づくほか、その直属の監督官庁の指示に従わなければならない(22)</li> </ul>	<p>○フランスにおける事務分類は日独のそれとは観点を異にする。一般的には、個別法律により割り当てられた列記権限と権限一般条項に基づく一般権限とに分類される(13)</p> <p>○なお、市町村長が国の機関として行う事務が存在する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法規の公示・執行、一般治安維持措置の執行、法律により付与された特別な職務(14)</li> <li>・かつての日本の機関委任事務のようなもの。それほど例は多くない(15)</li> </ul>	<p>○普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する(9)</p> <p>①自治事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外の事務(10)</li> </ul> <p>②法定受託事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 第1号法定受託事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令により都道府県等が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に特に定めるもの</li> </ul> </li> <li>イ 第2号法定受託事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令により市町村等が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令に特に定めるもの(11)</li> </ul> </li> </ul>
	広域団体①	<p><b>Landkreis (郡)</b></p>	<p><b>région (州)</b></p> <p>○高等学校、文化振興、水資源計画、州経済計画、経済振興、地域整備、地方自然公園、州交通計画策定と交通基盤整備、公共交通、運河・河川港の管理、職業教育訓練などの事務(16)</p>	<p><b>都道府県</b></p> <p>○普通地方公共団体の事務のうち、(i)広域にわたるもの、(ii)市町村に関する連絡調整に関するもの、その規模及び性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められるものを処理する(12)</p> <p>○一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)の管理、都道府県道、二級河川、下水道(流域下水道)、高等学校、私学助成、産業廃棄物処理、警察、保健所、生活保護(町村区域)など</p>
	広域団体②	<p>—</p>	<p><b>département (県)</b></p> <p>○県道、通学を含む公共旅客輸送、漁港を含む港湾、州や市町村の地域計画や都市計画・住宅計画への関与、法定の社会扶助給付や福祉サービス、中学校、中央貸出図書館、音楽・舞踏等学校、文書館などの教育文化振興、更には商工業振興など(17)</p>	<p>—</p>
基礎団体	<p><b>Gemeinde (市町村)</b></p>	<p>○地方分権改革以前からの伝統的なものとして、社会扶助、道路、幼児・初等教育施設の整備と維持管理、社会住宅のほか、上下水道、葬儀、墓地、ガス、電気、家庭ゴミその他廃棄物の収集、市場、と畜場など(18)</p> <p>○国から市町村長への委任事務として、司法警察、戸籍や選挙管理(これらは必ず直接(外部委託せずに)管理執行しなければならない)(19)</p> <p>※1982年地方分権改革での事務再配分においては、主に都市計画、教育文化、地域経済振興の3分野での権限が強化拡大された(20)</p>	<p><b>市町村</b></p> <p>○基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するとされているものを除き、一般的に、普通地方公共団体の事務とされるもの(地方自治法第2条第2項)を処理する(13)</p> <p>○市町村道、準用河川、下水道(公共下水道)、都市計画、小・中学校、国民健康保険、介護保険、上水道、ごみ・し尿処理、消防、生活保護(市の区域)など</p>	

		ドイツ	フランス	日本
(参考)裁判所のあり方(行政裁判所を中心に)	法系	大陸法系	大陸法系	大陸法系
	概要	<p>○連邦レベルで、大きく2つに区別される<sup>(28)</sup></p> <p>①連邦憲法裁判所</p> <p>②その他の裁判所(連邦通常裁判所、連邦行政裁判所、連邦財政裁判所、連邦労働裁判所及び連邦社会裁判所の5種類)</p>	<p>○司法裁判所と行政裁判所は厳格に分離<sup>(21)</sup></p> <p>○国会可決後で大統領が審署する前の法律、批准前の条約等の合憲性などの審査等を行う憲法上の機関である Conseil constitutionnel (憲法院)も存在<sup>(22)</sup></p>	<p>○最高裁判所及び下級裁判所(特別裁判所は設置できない)<sup>(14)</sup></p>
	有無 行政裁判所の	<p>○存在する</p> <p>※自治権が侵害されたと考える地方自治体が提訴するのは憲法裁判所(憲法訴訟)<sup>(29)</sup></p>	<p>○存在する</p>	<p>○存在しない</p>
行政裁判所の仕組み	<p>○市町村は、他の自然人・法人と同様に、公法上の紛争について出訴できる<sup>(30)</sup></p> <p>○自治事務に対する州から市町村への法監督は、通例、行政処分としてなされるので、市町村側から行政裁判所への提起が可能(法監督に対する取消・義務付け訴訟の利用)<sup>(31)</sup></p> <p>○委任事務に対する州から市町村への専門監督に係る出訴については、やや限定的な出訴が認められる。指示は行政処分ではないという理由づけがなされ、自治事務に影響が及ぶ場合や、あるいは専門監督から法監督の発動に至った場合に 出訴可能となる<sup>(32)</sup></p> <p>※州の側の裁量があるものも、その逸脱や濫用があれば訴えの対象になる<sup>(33)</sup></p>	<p>○行政当局の決定などで、行政法関係の事項とされるものについての訴訟は、司法関係を中心とする司法裁判所系統とは別系統の行政裁判所が所管<sup>(23)</sup></p> <p>○行政裁判の第一審は行政地方裁判所により担当され、控訴審としては全国8カ所の行政控訴院と行政最高裁判所たる Conseil d'Etat (国務院)が置かれている<sup>(24)</sup></p> <p>○裁判官には司法官ではなく、現職の行政官や国立行政学院(ENA)出身者が起用され、公務員の身分を持ち、行政法にも実際の行政活動や実務にも明るい<sup>(25)</sup></p> <p>○国務院は、政府の法的諮問機関すなわち内閣の法制局としても機能している(政府各省庁から国会に提出する法律案や行政命令等の事前審査、法令解釈についての意見など)<sup>(26)</sup></p> <p>○フランスの行政訴訟は、典型的には越権訴訟、完全審判訴訟のほか、解釈訴訟、適法性審査訴訟などに区分される<sup>(27)</sup></p> <p>○手続に関しては、基本的な性格として、職権主義、書面審理主義、対審の原則、非公開の原則、執行不停止の原則などが挙げられる<sup>(28)</sup></p>	—	

		ドイツ	フランス	日本
国の地方公共団体に対する関与について(総論)	① 国の関与を必要とする理由	<p>○市町村は行政機関であると考えられている(判例や実務上、条例定立権限も含めて行政機関という位置づけ)(法律の枠内での行政の自治権(自治行政権)を認められている)(34)</p> <p>○「法律による行政の原理」「法律の留保」(行政が活動するに際して、ある分野では法律が必ず必要だとする考え方)が市町村の活動に対して直接及ぶ(35)</p> <p>○「法律による行政の原理」を確保する手段として国、あるいは州が自治監督制度を持つ(36)</p> <p>○自治監督は、対行政コントロールのうちの一つ(他は市町村自身によるコントロール、裁判コントロール)(37)</p> <p>○監督には「法秩序維持機能」に加え、「市町村の保護・助言機能」がある(38)</p>	<p>○単一主権国家であることの本来的要請(29)</p> <p>○「法律の執行の確保」及び「公役務の継続性」は憲法上の価値(憲法院判例により確立)(30)</p> <p>○1982年の「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」により、tutelle(後見監督制度、事前の合目的性コントロール)が廃止され、裁判所による事後の適法性コントロールとなった(31)</p>	<p>○地方自治法に定める国の関与の基本類型(第245条の4～第245条の8)のうち、一般的に自治事務について用いることができる最も強い関与は、「是正の要求」(第245条の5)であるが、その制度趣旨は、次のように説明されている: 「地方公共団体の違法な事務処理等について、自主的に是正がなされず、行財政の運営が混乱し、停滞して、著しい支障が生じているような例外的な場合には、これを放置できない。そこで、国等が何らかの形で関与し、適正な行財政運営を維持するための実効性のある措置を講ずることが必要である」(15)</p> <p>○平成11年の地方分権一括法では、国の関与のあり方全体を抜本的に見直し、地方自治法において、その原則、基準、手続等について新たなルールが創設された(事務区分に応じた関与の基本類型を提示し、基本類型以外の関与を設けることを制限する規定を地方自治法に設ける(第245条の3)、個別法に基づく関与を基本類型にできる限り集約することし整理縮小する、など)(16)</p>
	② 国の役割	<p>○ Rechtsaufsicht(法監督)は国の責務(40)</p> <p>○市町村に対する州政府の自治監督が行われる(41)</p> <p>○自治監督と私人の出訴による裁判コントロールは相補的であり、両者が相まって法治主義を実現しているという考え方が一般的(私人の出訴が優先という考え方は少数派)(42)</p>	<p>○国の関与が憲法上の責務とされている(32)</p> <p>○憲法院は、判決の中で、地方公共団体の自由行政の原則の限界に国の関与を位置づけており、国の関与に優位をおいている(33)</p>	
	③ 手法	<p>①法監督(43)</p> <p>○自治事務(任意的自治事務及び義務的自治事務)が対象</p> <p>○法適合性だけを監督</p> <p>②専門監督(特別監督)(44)</p> <p>○委任事務(指示の下にある義務付け事務)が対象</p> <p>○目的・経済性も監督</p> <p>※委託事務については、地方公共団体は州の下級行政機関として指揮監督される(45)</p>	<p>○適法性コントロール(一般法に基づく)</p> <p>①地方公共団体の行為のうち、法律で列挙された重要な行為については、執行力発生要件として、公告・告示の他、市町村及び県においては県の地方長官への、州においては州の地方長官への送付を要する(34)(送付件数:年間600万～700万件)(35)</p> <p>②地方長官は、送付された行為が適法でない認めるときは、送付から2ヶ月以内に、当該行為を地方行政裁判所に付託する。その際、地方長官は、付託を行う旨と当該行為に関する違法性の詳細を遅滞なく地方公共団体に通知する(36)(付託件数:年間2,000件未満)(37)</p> <p>※地方長官への送付が義務付けられていない行為(比較的重要性の低い行為)についても、地方長官はその送付を求めることが可能(38)</p> <p>※市町村長が国の機関として行う事務については、以上の適法性コントロールの対象外(39)</p>	<p>○関与の基本類型(17)</p> <p>①助言又は勧告</p> <p>②資料の提出の要求</p> <p>③是正の要求</p> <p>④同意</p> <p>⑤許可、認可又は承認</p> <p>⑥指示</p> <p>⑦代執行</p> <p>⑧協議</p> <p>※以上のうち、①、②、③、⑦及び⑧のうち「是正の指示」の一般的な根拠規定が、地方自治法に置かれている(18)</p>

		ドイツ	フランス	日本
行政的関与(その1)	総論	<p><b>法監督</b> (46)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○州市町村法により差異あるものの概ね以下の通り <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報に関する権限—文書の提出要求・市町村議会への出席など</li> <li>②異議申立て、下命権—行為の取消・変更、行為の実施を求める。停止効あり</li> <li>③代執行—具体行為だけでなく、条例の制定も可</li> <li>④州による受任者の任命</li> <li>⑤市町村議会解散</li> <li>⑥市町村長の任期短縮</li> </ul> </li> </ul> <p>※①から⑥ごとに市町村法で要件が書かれており、市町村の行為類型に応じて使えるものは限定されている。但し、①は、包括的なもの(47)</p> <p>※①から⑥の順に強い介入であり、比例的な監督手段を選ばなければならない</p> <p><b>専門監督(特別監督)</b> (48)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別法が根拠であり、市町村法にも規制規範がある</li> <li>○監督内容は、指示権であり、一般的指示(「指針」による)も含む</li> <li>○指示を強制実施する固有の手段はない <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体保護の観点から、強制実施手段を法監督の場合に限定</li> <li>・法監督の発動を求める共助により実施</li> </ul> </li> <li>○指示の要件は、必要性と比例性である(自治体の裁量行為の場合より強い限定(バイエルン法))</li> </ul> <p>※以上について、事前の司法的関与はない(行政訴訟に停止効があるため、問題はないと考えられていると思われる)(49)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ lettre d'observations (指摘書簡)の発出等</li> <li>○ 地方長官による代執行</li> <li>○ 予算コントロール</li> <li>○ 義務的経費の職権計上</li> <li>○ 義務的支出の支払命令</li> <li>○ 地方議会の解散</li> <li>○ 市町村長・助役の1ヶ月以下の停職処分・罷免</li> <li>○ 議員の強制辞職 (40)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治事務に係る関与(19) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 関与の基本類型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言又は勧告(是正の勧告を含む)</li> <li>・資料の提出の要求</li> <li>・協議</li> <li>・是正の要求</li> </ul> </li> <li>イ 個別法における関与規定の新設の制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意、許可・認可・承認、指示→一定の場合に限定</li> <li>・代執行、その他の関与→できる限り設けない</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 法定受託事務に係る関与(20) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 関与の基本類型 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言又は勧告</li> <li>・資料の提出の要求</li> <li>・協議</li> <li>・同意</li> <li>・許可・認可・承認</li> <li>・指示(是正の指示を含む)</li> <li>・代執行</li> </ul> </li> <li>イ 個別法における関与規定の新設の制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の関与→できる限り設けない</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	① 助言・勧告等	<p><b>●情報に関する権限—文書の提出要求・市町村議会への出席など(法監督(対自治事務)の1つ)</b> (50)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法的監督機関は、個々の案件に関係する情報を地方自治体に対して請求することができる(51)</li> </ul> <p><b>●「予防的監督」としての認可(法監督(対自治事務)の1つ)</b> (52)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村のある行為について事前に認可をするもの。現在では縮減傾向にある</li> </ul> <p>※現在では、法監督、専門監督といった正式な監督手法よりも、勧告や助言が多用される(EU法が市町村行政に対し直接拘束力を持つにもかかわらず自治体が適時対応できるとは限らず、これに係る助言・勧告という形での監督手段が多く見られるという指摘もある)。(53)「後見的監督」から「協調的監督」への変化が見られるといえる(54)</p>	<p><b>● lettre d'observations (指摘書簡)の発出等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適法性コントロールにおいては、地方長官が提訴意図の通知を行うが、他にも、所見の送付や補完文書の請求をしたりすることがあり、こうした事前のインフォーマルな対話により、自治体が行為を是正することが実際には大部分を占めている(41)(件数:地方長官の指摘書簡発出は約96万件(2003年))(42)</li> <li>○代行の前提として、催告手続がある。また、予算コントロールに関しては、州会計院の勧告・催告手続がある(43)</li> </ul>	<p><b>●技術的な助言又は勧告、資料提出要求(対自治事務・法定受託事務)</b> (21)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○従うべき法律上の義務はない</li> <li>○係争処理手続の対象とはならない</li> </ul> <p><b>●是正の勧告(対市町村の自治事務)</b> (22)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主体:都道府県の執行機関</li> <li>○要件:(i)法令の規定に違反していると認めるとき、又は(ii)著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき</li> <li>○内容:違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告する</li> <li>○尊重義務が生じるにとどまる</li> <li>○係争処理手続の対象とはならない</li> </ul>

		ドイツ	フランス	日本
行政的関与(その2)	② 改善要求等	—	—	<p>● 是正の要求(対自治事務・第2号法定受託事務)<sup>(23)</sup></p> <p>○ 要件:(i)法令の規定に違反していると認めるとき、又は(ii)著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき</p> <p>○ 内容:違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求める</p> <p>○ 地方公共団体には、違反の是正又は改善のための必要な措置を講じる法的義務が生じる<sup>(24)</sup></p>
	③ 指示・命令	<p>● 異議申立て、下命(法監督(対自治事務)の1つ)<sup>(55)</sup></p> <p>・ 内容:行為の取消・変更、行為の実施を求めるもの</p> <p>・ 停止効がある</p> <p>● 個別法に基づく指示(専門監督(対委任事務)の一つ)<sup>(56)</sup></p> <p>○ 個別法が根拠であり、市町村法にも規制規範がある</p> <p>○ 監督内容は、指示権であり、一般的指示(「指針」による)も含む</p> <p>○ 指示を強制実施する固有の手段はない</p> <p>・ 自治体保護の観点から、強制実施手段を法監督の場合に限定</p> <p>・ 法監督の発動を求める共助により実施</p> <p>○ 指示の要件は、必要性と比例性である(自治体の裁量行為の場合より強い限定(バイエルン法))</p> <p>※ 指示を強制実施する固有の手段はない。(強制実施手段は法監督の場合に限定されている。専門監督を行い強制実施を求める場合には、法監督の発動を法監督官庁に求めることとなる)<sup>(57)</sup></p>	—	<p>● 是正の指示(対法定受託事務)<sup>(25)</sup></p> <p>○ 要件:(i)法令の規定に違反していると認めるとき、又は(ii)著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき</p> <p>○ 内容:違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をする</p> <p>○ 地方公共団体には、指示された措置の内容に従う法的義務が生じる<sup>(26)</sup></p> <p>● 個別法に規定されている指示(対自治事務・法定受託事務)</p> <p>○ 個別法において規定されている例がある<sup>(27)</sup></p> <p>○ 地方自治法には、指示について、「自治事務の処理に関する指示について、一定の場合以外できる限り設けないこと」とする規定がある<sup>(28)</sup></p>

		ドイツ	フランス	日本
行政的関与(その3)	④ 代執行	<p>●代執行(法監督(対自治事務)の一つ)<sup>(58)</sup></p> <p>○具体的行為だけでなく、条例の制定についても可能</p>	<p>●地方長官による代執行</p> <p>①市町村長が国の機関として行動する場合<sup>(44)</sup></p> <p>○市町村長が、国の機関として、法律により命ぜられた行為を拒否し又は怠った場合には、地方長官は、催告後、代行できる</p> <p>※行政裁判所の事前審査は不要</p> <p>②市町村警察の場合(自治事務)<sup>(45)</sup></p> <p>○(i)県内のすべての市町村あるいはいくつかの市町村について、市町村長が怠っている場合、(ii)一つの市町村のみについては、市町村長に対する催告が功を奏しなかった場合、(iii)隣接する複数の市町村については、理由を付した arrêt (アレテ)による場合、地方長官は代行できる</p> <p>③個別法の例</p> <p>(1)都市計画<sup>(46)</sup></p> <p>地域都市計画が上位計画に適合していない場合には、地方長官は、地域都市計画の改定・変更の必要性を市町村に通知し、市町村が拒否した場合又は1ヶ月以内に応答しない場合には、市町村議会の意見を聞き、公開審査を行った上で、当該計画の改定・変更を行うことができる</p> <p>(2)公団住宅<sup>(47)</sup></p> <p>市町村に対して一定数の公団住宅の建設を義務付け、目標が達成されなかった場合のサンクションの一つとして、公団住宅建設のための契約締結の地方長官による代行が認められている(2000年12月13日法律→違憲判決→2001年12月11日法律→合憲判決)</p> <p>※ 憲法院は、代行権限の行使は原則としていかなる憲法上の支障も生ぜしめないとしている<sup>(48)</sup></p> <p>④県議会議長による県の財産管理上必要な警察権の場合<sup>(49)</sup></p> <p>○県議会議長が当該権利を行使せず、地方長官による催告によってもなお当該警察権が行使されない場合には、地方長官はこれを代行できる</p> <p>※州については、これに類する規定はない<sup>(50)</sup></p>	<p>●代執行(対法定受託事務)<sup>(29)</sup></p> <p>○手続:①勧告→②指示→③命令裁判→④代執行</p> <p>○要件:(i)法定受託事務の管理・執行について、(ii)法令又は処分違反する又は怠るものがある場合において、(iii)他の方法によりその是正を図ることが困難であり、(iv)それを放置することが著しく公益を害することが明らかであるとき</p> <p>※裁判手続を経る必要がある</p>
	⑤ 受任者の任命	<p>●州による受任者の任命(法監督(対自治事務)の一つ)<sup>(59)</sup></p> <p>○受任者は当該自治体の職員の場合もあり得る</p>	—	—
	⑥ 強制金	<p>●強制金<sup>(60)</sup></p> <p>○強制金を取るという手段も個別法に規定があれば可能(市町村法が定める法監督の執行手段としては存在しない)</p>	—	—

	ドイツ	フランス	日本
行政的関与(その4) ⑦予算の調製・執行の代行	—	<p>●予算コントロール<sup>(51)</sup></p> <p>○対象:(i)予算の期限内の不採択、(ii)予算の実質的不均衡、(iii)予算執行における赤字、(iv)義務的支出の不計上・不十分、の4つの場合</p> <p>○手続:地方長官が州会計院へ付託し、州会計院が審査・認定及び勧告・催告を行う。州会計院の勧告・催告に地方公共団体が従わない場合には、地方長官による予算の調製・執行が行われる。</p> <p>※地方長官の代行は州会計院の勧告・催告を前提としており、また、地方長官は州会計院の勧告に従わない場合には明確な理由を示すことを義務付けられている。</p> <p>●義務的経費の職権計上<sup>(52)</sup></p> <p>○対象:義務的経費が予算に計上されていない場合又は金額的に不十分な場合</p> <p>○手続:地方長官だけでなく、すべての利害関係者が州会計院に付託し得る。州会計院は、付託から1ヶ月以内に、義務的支出の不計上・不十分を審査・認定し、地方公共団体に対して催告を行う。地方公共団体が1ヶ月以内に州会計院の催告に従わない場合、州会計院は、地方長官に対して当該支出の予算への計上を求め(必要な場合には歳入の創設や任意的支出の削減を勧告する)、地方長官が予算を修正し執行する(州会計院の勧告に従わない場合には、明確な理由を付する)</p> <p>(件数)<sup>(53)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・州会計院への付託件数:年間1,000件未満(近年減少傾向)</li> <li>・地方長官による職権計上:年間50件未満</li> </ul> <p>●義務的支出の支払命令<sup>(54)</sup></p> <p>○対象:義務的支出が予算に計上されているにもかかわらず支出がなされない場合</p> <p>○手続:地方長官が地方公共団体へ催告し、1ヶ月以内に地方公共団体が当該支出を行わない場合、地方長官が職権でこれを行う(※州会計院の関与はない)</p> <p>(件数)年間200~300件程度<sup>(55)</sup></p>	—

	ドイツ	フランス	日本
行政的関与(その5)	<p>⑧ 人事面の関与(議会)</p> <p>●市町村議会の解散(法監督(対自治事務)の一つ)<sup>(61)</sup></p>	<p>●地方議会の解散</p> <p>①市町村議会(56)</p> <p>○手続:閣議を経て理由が付され、官報に公表された大統領 décret(デクレ)により解散され得(行政裁判所の関与はない)</p> <p>○要件:法律は実体的判断基準を示していない(判例では、市町村議会が通常の条件で運営され得ないような場合、深刻な内部対立によって市町村議会のよき運営が妨げられているような場合、市町村長や助役の選出の不能といった場合には、この解散事由にあたるものがある)</p> <p>○効果:解散されると、特別受任者が任命され、純粋な行政活動に限り事務執行、解散後2ヶ月以内に再選挙</p> <p>②県議会・州議会(57)</p> <p>○要件:議会の運営が不可能であることが明らかである場合には、政府は、閣議を経て理由を付したデクレにより、解散を宣言することができる</p> <p>○効果:議長による通常の事務処理(地方長官の事前の同意)、解散後2ヶ月以内の再選挙の実施</p> <p>(件数):市町村議会:2005年16件、06年11件、07年2件、県議会・州議会は非常にまれ(県議会は1874年、1953年の2件、州議会は1984年の1件のみ)(58)</p>	—
	<p>⑨ 人事面の関与(首長)</p> <p>●市町村長の任期短縮(法監督(対自治事務)の一つ)<sup>(62)</sup></p>	<p>●市町村長・助役の1ヶ月以下の停職処分・罷免(県議会議長、州議会議長については制度なし)<sup>(59)</sup></p> <p>○手続:事前の意見聴取又は説明書の提出、理由付記、停職は内務大臣のアレテ、罷免は閣議を経た大統領のデクレ(行政裁判所の関与はない)</p> <p>○要件:法律は実体的な基準を示していない(選挙の実施拒否が処分事由にあたりと解されている。同性愛者の結婚を主催した市長が停職処分を受けた例がしばしば引用される。また、市町村の権能の執行にあたり、市町村長不在時に行政サービスの提供を継続できないような状態に副市町村長をおくことや、複数年にわたり予算・決算書類に重大な誤りを犯したことなども挙げられる。)</p> <p>(件数)1990~2004年の14年間で、38人の市町村長が停職処分を受けている(60)</p>	<p>—</p> <p>※平成3年の地方自治法改正以前は、内閣総理大臣による知事の罷免制度(職務執行命令訴訟制度)が存在した<sup>(30)</sup></p> <p>○要件:知事の機関委任事務の管理執行の違法、怠慢</p> <p>○手続:①主務大臣の職務執行命令→②主務大臣から訴訟提起→③職務執行命令の裁判→④主務大臣から命令違反確認訴訟提起→⑤命令違反確認の裁判→⑥内閣総理大臣による知事の罷免</p> <p>※知事による市町村長の罷免も同様に認められていた</p> <p>※2度の裁判手続を経る必要があった</p>
	<p>⑩ 議員の強制辞職</p> <p>—</p>	<p>●議員の強制辞職<sup>(61)</sup></p> <p>○議員は、正当な理由なく法律上の職務の遂行を拒否した場合には、地方行政裁判所(市町村・県の場合)あるいは国務院(州の場合)によって辞職を宣告される</p> <p>○拒否とは、(i)法的権限者に向けられた、もしくは、(ii)本人により公にされた明確な宣言によって、または、(iii)招集の任を負う機関の通告後の継続的な放棄によってなされる場合である</p> <p>※強制辞職事由の例</p> <p>投票所の統括・補佐の拒否 ○</p> <p>議会への出席の拒否・野党議員の助役就任拒否 ×</p>	

		ドイツ	フランス	日本
司法的関与(その1)	概要	<p>○私人の不服申立に対する市町村の決定・裁定等に対し、国が取消しを求めて出訴する制度が、非常に例外的であるが存在する<sup>(63)</sup></p>	<p>○地方長官は、適法性コントロールにおいて、annulation (行為の取消)及びsuspension (執行停止)の訴えを提起できる</p> <p>○加えて、2000年6月30日法により、référé liberté (基本的自由の重大かつ明白に違法な侵害からの解放)、référé conservatoire (一定の行為の要求)、référé constat (実態確認)、référé instruction (専門知識の提供)、référé provision (行政機関に対する一定額の支払いの求め)を求めることができることとされた<sup>(62)</sup></p>	<p>○地方自治法第245条の8(代執行等)の手続において、職務執行命令訴訟が存在する</p>
	①取消の訴え	<p><b>●裁定的関与としての監督訴訟、異議訴訟</b></p> <p>○私人の不服申立に対する市町村の決定・裁定等に対し、国が取消しを求めて出訴する制度が、非常に例外的であるが存在する<sup>(63)</sup></p> <p>※裁定的関与として訴訟を使う、取消訴訟として構成して監督訴訟を構成する、これ自体はできるということは、連邦憲法裁判所1996.10.11判決(BverfGE20.238)、連邦行政裁判所1970.12.10判決(BVerwGE37.47)及び連邦憲法裁判所1967.1.17判決(BverfGE21.106)の判例に共通している</p> <p>※要件として、違法性だけでなく、公益上の必要性までを求める場合もある<sup>(64)</sup></p> <p>※利害関係者である私人は、州の施行法に基づき、訴訟参加ができ、判決の効力が及ぶ<sup>(65)</sup></p>	<p><b>●行為の取消</b><sup>(63)</sup></p> <p>○地方公共団体の行為のうち、法律で列挙された重要な行為については、地方長官への送付が必要</p> <p>○地方長官は、送付された地方公共団体の行為が適法でないと認めるときは、地方行政裁判所に付託。その際、付託を行う旨と当該行為の違法性の詳細を遅滞なく地方公共団体へ通知(付託件数:年間2,000件未満)</p> <p>※地方公共団体の行為により不利益を受けた私人は、地方長官に対し裁判所への付託を行うよう請求することが可能</p> <p>※地方公共団体の行為を取消するのは、地方長官ではなく、裁判所である<sup>(64)</sup></p> <p>※違法性以外に「公益を害すること」といった要件は要しない<sup>(65)</sup></p>	—
	②執行停止の訴え	—	<p><b>●執行停止</b><sup>(66)</sup></p> <p>○地方長官が地方行政裁判所へ付託する際、執行停止申立てが可能</p> <p>○(i)行為の適法性に関して重大な疑いがある場合には、裁判所は1ヶ月以内に判断を下す(ii)行為が公的自由・個人的自由の行使を侵害するおそれがある場合には、裁判所は48時間以内に判断を下す</p> <p>※都市計画・官公庁契約・公役務委託契約については、自動的執行停止制度がある</p>	—

		ドイツ	フランス	日本
司法的関与(その2)	③その他の訴え	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>基本的自由の重大かつ明白に違法な侵害からの解放</b></li> <li>● <b>一定の行為の要求</b>   ● <b>実態確認</b>   ● <b>専門知識の提供</b></li> <li>● <b>行政機関に対する一定額の支払いの求め</b></li> </ul> <p>○2000年6月30日法により、求めることができるとされた<sup>(67)</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>職務執行命令</b> <sup>(31)</sup></li> </ul> <p>○地方自治法第245条の8(代執行等)の手續において存在する</p> <p>○手續:①勧告→②指示→③命令裁判→④代執行</p> <p>○要件:(i)法定受託事務の管理・執行について、(ii)法令又は処分に違反する又は怠るものがある場合において、(iii)他の方法によりその是正を図ることが困難であり、(iv)それを放置することが著しく公益を害することが明らかであるとき</p>
	(参考)判決の執行の担保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>間接強制措置</b> <sup>(66)</sup></li> </ul> <p>○行政庁が判決・決定内容(取消+原状回復命令、義務づけ、仮の救済)を履行しない場合、履行期限を定め、それまでに履行がなされない場合には強制金(1,000ユーロが上限)を課すことが可能(反復して課すことも可能)</p> <p>※州が監督措置に対する取消・義務付け判決に従わない場合にも利用可能<sup>(67)</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>astreinte (アストラント)</b> <sup>(68)</sup></li> </ul> <p>○判決執行に対する罰金強制の制度</p> <p>○一般的な制度であり、行政庁に対しても適用される</p> <p>○1980年に導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>injonction (アンジョンクシオン)</b> <sup>(69)</sup></li> </ul> <p>○作為命令・執行命令・指令・行為命令と訳される</p> <p>○行政裁判所が原告の請求に基づき義務付け判決を行い、これに罰金強制を付すことで判決の執行を担保する</p> <p>○一般的な制度であり、行政庁に対しても適用される</p>	—
	(参考)国家賠償請求	<p>※連邦・州の市町村に対する国家賠償請求も可能と考えられている<sup>(68)</sup></p> <p>※市町村から州・連邦に対する国家賠償請求も可能。ただし、行政裁判が優先される<sup>(69)</sup></p>	—	—

## ドイツについて(注釈・出典)

- (1)(2)2003年3月現在。「ドイツの地方自治(平成15年3月版)」(財団法人自治体国際化協会。以下、「独地方自治」という。)3ページ図表
- (3)独地方自治29ページ8行目
- (4)独地方自治6ページ3行目
- (5)独地方自治61ページ下から1行目
- (6)独地方自治75ページ10行目
- (7)独地方自治79ページ4行目
- (8)独地方自治79ページ下から19行目
- (9)団体数は2006年12月31日現在。「世界の地方自治制度(2008年10月)」(イマジン出版)177ページ図表。平均人口及び平均面積は、国全体の人口、面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (10)(11)独地方自治83ページ15行目
- (12)団体数は2006年12月31日現在。「世界の地方自治制度(2008年10月)」(イマジン出版)177ページ図表。平均人口及び平均面積は、国全体の人口、面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (13)独地方自治82ページ下から13行目
- (14)独地方自治83ページ下から6行目
- (15)(16)独地方自治85ページ11行目
- (17)(18)独地方自治85ページ5行目
- (19)独地方自治85ページ下から6行目
- (20)研究会第2回会議資料1「ドイツの制度についての紹介」(斎藤教授資料)(以下「斎藤教授資料」という。)1ページ下から13行目
- (21)(22)独地方自治86ページ1行目
- (23)独地方自治85ページ下から14行目、斎藤教授資料1ページ16行目
- (24)独地方自治85ページ下から6行目、斎藤教授資料1ページ19行目
- (25)独地方自治86ページ1行目
- (26)(27)独地方自治86ページ下から11行目
- (28)独地方自治34ページから37ページまで

- (29)独地方自治35ページ下から2行目、研究会第2回会議席上配付資料①(斎藤教授資料)(以下「斎藤教授参考資料①」という。)53ページ右列下から9行目、54ページ左列2行目
- (30)斎藤教授参考資料①53ページ左列下から3行目
- (31)斎藤教授資料1ページ8行目、斎藤教授参考資料①53ページ右列20行目
- (32)斎藤教授資料2ページ8行目、研究会第2回議事録5ページ下から9行目
- (33)研究会第2回議事録13ページ14行目
- (34)(35)(36)研究会第2回議事録2ページ13行目
- (37)斎藤教授資料1ページ6行目
- (38)斎藤教授資料1ページ9行目
- (39)研究会第2回議事録3ページ12行目
- (40)研究会第1回議事録25ページ下から7行目
- (41)斎藤教授資料1ページ1行目
- (42)斎藤教授資料1ページ13行目、研究会第2回議事録4ページ3行目
- (43)(44)斎藤教授資料1ページ15行目
- (45)独地方自治86ページ2行目
- (46)斎藤教授資料1ページ下から11行目
- (47)研究会第2回議事録13ページ5行目
- (48)斎藤教授資料2ページ1行目
- (49)研究会第2回議事録12ページ2行目
- (50)斎藤教授資料1ページ下から10行目
- (51)独地方自治101ページ10行目
- (52)斎藤教授資料1ページ下から2行目、研究会第2回議事録5ページ4行目
- (53)(54)斎藤教授資料1ページ11行目、研究会第2回議事録3ページ下から9行目
- (55)斎藤教授資料1ページ下から9行目、独地方自治101ページ12行目及び14行目
- (56)斎藤教授資料2ページ、1行目
- (57)斎藤教授資料2ページ3行目、研究会第2回議事録5ページ下から13行目

- (58)斎藤教授資料1ページ下から7行目、独地方自治101ページ下から11行目
- (59)斎藤教授資料1ページ下から6行目、研究会第2回議事録11ページ6行目、独地方自治101ページ下から9行目
- (60)研究会第2回議事録11ページ下から14行目
- (61)斎藤教授資料1ページ下から5行目
- (62)斎藤教授資料1ページ下から4行目
- (63)研究会第2回会議席上配付資料②(斎藤教授資料)、研究会第2回議事録7ページ16行目
- (64)連邦憲法裁判所1996.10.11判決では、「市町村の行為が違法又は市町村の行為に裁量権濫用がある」という要件であるが、連邦憲法裁判所1967.1.17判決で対象になったラインラント＝プファルツでは、市町村の行為、市町村の裁決が違法、あるいは裁量権濫用というだけではなく、さらに公益上の必要性があつて初めてこの異議訴訟を提起することができるとされている。研究会第2回議事録13ページ17行目
- (65)研究会第2回議事録10ページ10行目
- (66)(67)行政裁判所法第17条。斎藤教授資料2ページ18行目、研究会第2回議事録8ページ6行目
- (68)(69)斎藤教授資料2ページ16行目、研究会第2回議事録7ページ下から5行目

## フランスについて(注釈・出典)

- (1) 2009年6月現在。「フランスの地方自治(平成21年6月版)」(財団法人自治体国際化協会。以下、「仏地方自治」という。)3ページ2行目
- (2) 仏地方自治1ページ4行目
- (3) 仏地方自治5ページ7行目
- (4) 仏地方自治21ページ3行目
- (5) 仏地方自治59ページ7行目
- (6) 仏地方自治24ページ下から12行目
- (7) 仏地方自治22ページ6行目
- (8) 2009年6月現在。仏地方自治59ページ1行目。平均人口及び平均面積は、国全体の人口、面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (9) 仏地方自治59ページ下から3行目
- (10) 2009年6月現在。仏地方自治49ページ下から17行目。平均人口及び平均面積は、国全体の人口、面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (11) 1999年国勢調査。仏地方自治p29図表。平均人口及び平均面積は、国全体の人口、面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (12) 仏地方自治30ページ4行目
- (13) 飯島准教授より
- (14) 勝目 仏大使館一等書記官レポート(以下「勝目レポート」という。)項目1の2行目
- (15) 研究会第2回議事録24ページ15行目
- (16) 仏地方自治26ページ下から5行目
- (17) 仏地方自治26ページ9行目
- (18)(19)(20) 仏地方自治25ページ下から6行目
- (21) 仏地方自治9ページ14行目
- (22) 仏地方自治10ページ13行目
- (23)(24)(25) 仏地方自治150ページ8行目
- (26) 仏地方自治150ページ15行目
- (27)(28) 仏地方自治150ページ下から4行目
- (29) 飯島准教授より
- (30) 研究会第2回議事録21ページ13行目
- (31) 研究会第2回会議資料2「フランスの制度についての紹介」(飯島准教授資料)(以下「飯島准教授資料」という。)1ページ1行目、勝目レポート項目1の下から3行目
- (32) 飯島准教授資料4ページ下から4行目
- (33) 研究会第2回議事録21ページ11行目
- (34) 飯島准教授資料1ページ6行目
- (35) 研究会第2回議事録16ページ17行目
- (36) 飯島准教授資料1ページ9行目
- (37) 研究会第2回議事録16ページ17行目
- (38) 勝目レポート項目2の8行目
- (39) 研究会第2回議事録26ページ1行目
- (40) 飯島准教授資料2～4ページ
- (41) 研究会第2回議事録20ページ下から3行目
- (42) 勝目レポート項目2の下から3行目
- (43) 研究会第2回議事録21ページ3行目
- (44) CGCT L.2122-34。飯島准教授資料2ページ2行目
- (45) CGCT L.2215-1。飯島准教授資料2ページ5行目
- (46) 都市計画法典L.123-14。飯島准教授資料2ページ11行目
- (47) 飯島准教授資料2ページ16行目
- (48) 飯島准教授資料2ページ下から10行目
- (49) 勝目レポート項目1の6行目
- (50) 勝目レポート項目1の10行目
- (51) 飯島准教授資料2ページ下から8行目
- (52) CGCT L.1612-15。飯島准教授資料3ページ1行目
- (53) 研究会第2回議事録18ページ下から5行目
- (54) CGCT L.1612-16。飯島准教授資料3ページ10行目
- (55) 研究会第2回議事録18ページ下から1行目
- (56) 要件はCGCT L.2121-6、効果はCGCT L.2121-35～39。飯島准教授資料3ページ下から6行目、勝目レポート項目5
- (57) 要件はCGCT L.3121-5及びL.4132-3、効果はCGCT L.3121-6及びL.4132-4。飯島准教授資料4ページ3行目
- (58) 研究会第2回議事録19ページ下から5行目。県議会の解散は、ブーシュ・ドゥ・ローヌという南仏の県議会及びグアドループという海外の県議会の2例。州議会については、コルシカ州議会が解散された例がある。
- (59)(60) CGCT L.2122-16。飯島准教授資料3ページ14行目、研究会第2回議事録19ページ4行目、勝目レポート項目3
- (61) CGCT L.2121-5, 3121-4, 4132-2-1。飯島准教授資料4ページ9行目
- (62) 勝目レポート項目2の下から12行目
- (63) CGCT L.2131-6。飯島准教授資料1ページ5行目
- (64) 研究会第2回議事録22ページ4行目
- (65) 研究会第2回議事録22ページ12行目、勝目レポート項目7の4行目
- (66) 飯島准教授資料1ページ12行目
- (67) 勝目レポート項目2の15行目
- (68)(69) 研究会第2回議事録16ページ1行目、勝目レポート項目2の下から5行目

## 日本について(注釈・出典)

- (1) 平成17年10月1日現在(平成17年国勢調査)
- (2) 平成20年10月1日現在(国土地理院HP)
- (3) 憲法第67条第1項、第68条第1項及び第69条
- (4) 地方分権改革推進法第2条
- (5) 「逐条地方自治法(第5次改訂版)」(松本英昭著。以下、「自治法逐条」という。)1007ページ6行目
- (6) 団体数は平成21年10月1日現在。平均人口及び平均面積は、国全体の人口・面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (7) 憲法第93条第2項。「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」
- (8) 団体数は平成21年10月1日現在。平均人口及び平均面積は、国全体の人口・面積をそれぞれ団体数で除したものである
- (9) 地方自治法第2条第2項
- (10) 地方自治法第2条第8項
- (11) 地方自治法第2条第9項
- (12) 地方自治法第2条第5項
- (13) 地方自治法第2条第3項
- (14) 憲法第76条第1項及び第2項
- (15) 自治法逐条1035ページ6行目
- (16) 自治法逐条1007ページ6行目
- (17) 地方自治法第245条
- (18) 地方自治法第245条の4、第245条の5、第245条の7及び第245条の8
- (19) (20) 地方自治法第245条、第245条の3
- (21) 地方自治法第245条の4、自治法逐条1030ページ7行目
- (22) 地方自治法第245条の6、自治法逐条1043ページ9行目
- (23) 地方自治法第245条の5
- (24) 地方自治法第245条の5第5項
- (25) 地方自治法第245条の7
- (26) 自治法逐条1045ページ1行目

(27) 具体例は次の通り

### 【自治事務の処理に関する指示】

○警察法第61条の3

○災害対策基本法第28条第2項

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条の2

○家畜伝染病予防法第47条

○建築基準法第17条第1項

### 【法定受託事務に対する指示】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第51条の2第1項

○旅券法第21条の4

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第97条第3項

○戸籍法第3条第2項

○生活保護法第23条第2項

(28) 地方自治法第245条の3

(29) 地方自治法第245条の8

(30) 平成3年改正以前の地方自治法第146条

(31) 地方自治法第245条の8